

○青山学院大学定期試験における不正行為者の懲戒処分に関する細則

(1983年6月29日大学協議会承認(2022年2月28日全部改正))

改正 2024年4月30日

(趣旨)

第1条 この細則は、青山学院大学学生の懲戒処分に関する規則第3条第2項の規定に基づき、定期試験における不正行為を行った学生の懲戒処分について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「定期試験」とは、青山学院大学の学部における定期試験(追試験を含む。)をいう。

2 この細則において「不正行為」とは、定期試験における次の行為をいう。

- (1) 他人に自らがすべき受験を依頼すること又は他人に代わり受験すること。
- (2) 他人と答案、問題用紙、計算用紙等(以下「答案等」という。)を交換すること。
- (3) 使用又は参照をすることが許可されていないノート、書籍、電子機器その他の物品(以下「物品」という。)を使用し、又は故意にその内容を参照できる状態に置くこと。
- (4) 使用又は参照が許可されているか否かにかかわらず、物品を他の受験者に渡すこと又は他の受験者から受け取ること。
- (5) 所持品、身体、机、壁等に解答及びそれに類するものを書き込むこと。
- (6) 答案等を他の受験者に故意に見せること又はそれに応じること。
- (7) 他人の答案等を盗み見ること。
- (8) 言語、動作等により他人に連絡すること又は連絡を受けること。
- (9) 偽名で答案を作成すること又は故意により無記名の答案を提出すること。
- (10) 答案(回収指示がある問題用紙、計算用紙等を含む。)を提出しないこと。
- (11) 定期試験の監督者(以下「試験監督者」という。)の指示、注意等に従わないこと。
- (12) 不正に使用することを目的として、携帯電話、スマートフォン、腕時計型端末その他の電子機器類(使用が許可された物を除く。)を身に着けること、机上若しくは机中に置き、又は操作すること。
- (13) その他前各号に類する行為で定期試験の公正な実施を妨げると認められる行為を行うこと。

(不正行為を行った学生に対する懲戒処分)

第3条 学長は、青山学院大学学則(以下「学則」という。)第62条第1項の規定により、不正行為を行った学生に対して懲戒処分をする。

2 学長は、前条第2項各号に規定する不正行為が未遂となった場合であっても、当該行為を不正行為とみなして、前項の規定を適用することができる。

(不正行為発見時の措置)

第4条 試験監督者は、不正行為があったと認められる場合は、直ちにその行為を行った学生(以下「不正行為被疑者」という。)にその旨を告げて答案、学生証、証拠物品等を没収し、定期試験の終了後、当該不正行為被疑者を帯同して、学務部教務課又は相模原事務部学務課(以下「教務課等」という。)に報告しなければならない。

2 授業科目担当者は、定期試験の終了後においても、不正行為が行われた疑いがあると認める場合は、不正行為被疑者の氏名、当該疑いがあると認めるに至った経緯等を記載した文書に答案、証拠物品等を添えて、教務課等に速やかに報告しなければならない。

3 教務課等は、前2項の規定に基づき不正行為の報告を受けたときは、不正行為被疑者のほか、試験監督者又は授業科目担当者に当該不正行為に係る事実を確認し、その概要を速やかに学生生活部学生生活課又は相模原事務部学生生活課(以下「学生生活課」という。)に文書により報告しなければならない。

4 学生生活課は、前項の規定により、不正行為の報告を受けたときは、速やかに当該不正行為の概要を、不正行為被疑者が所属する学部(以下「所属学部」という。)の長及び学生生活センター運営委員会委員に報告しなければならない。

(事情聴取等)

第5条 学生生活センター運営委員会委員は、前条第4項に規定する報告を受けた後、懲戒調査として速やかに不正行為被疑者に行為時の状況、行為後の心情等についての事情聴取(以下「事情聴取」という。)を行い、その結果及び不正行為の有無について記載した文書に事実関係を証する資料等を添えて、学生生活センター長に報告しなければならない。

2 事情聴取に当たっては、事実関係を証する資料等に準拠するとともに、不正行為被疑者に対し弁明の機会を与えるように配慮しなければならない。

3 事情聴取に当たっては、学生生活センター長又は所属学部の長が、必要があると認める場合は、学生生活センター運営委員会委員以外の教授又は准教授を立ち合わせる事ができる。

(処分原案の作成等)

第6条 学生生活センター長は、前条第1項に規定する報告に基づき、学生生活センター副センター長と協議した後、学生生活センター運営委員会の意見を聴いた上で、次条及び第8条の規定に基づき懲戒処分原案(以下「処分原案」という。)を作成する。

2 処分原案を作成するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 不正行為と処分内容の相当性

(2) 学部等間の処分内容の公平性

(3) 学生間の処分内容の公平性

3 学生生活センター長は、処分原案を学長に提出する。

(懲戒処分の決定)

第7条 学長は、前条第3項の規定により処分原案が提出された場合は、学則第62条第1項の規定に基づき、所属学部の教授会の意見を聴いた上で、当該処分原案に基づき、不正行為被疑者に対する懲戒処分の内容を決定する。この場合において、学長は、必要があると認める場合は、学部長会の意見を聴くことができる。

- 2 懲戒処分のうち退学は、不正行為の内容が学則第62条第3項に該当する場合に限る。
- 3 学長は、前2項の規定により決定した懲戒処分について、学部長会に報告する。

(不正行為科目その他の履修科目に係る取扱い)

第8条 不正行為者が不正行為を行った科目(以下「不正行為科目」という。)その他の履修科目に係る取扱いについては、次の各号に規定する懲戒処分の種類に応じて、当該各号に規定するとおりとする。

- (1) 退学 不正行為を行った日の属する学期(以下「不正行為学期」という。)又は年度(以下「不正行為年度」という。)の全ての履修科目(取得済みの科目を除く。以下同じ。)の履修を無効とする。
- (2) 停学 不正行為学期又は不正行為年度の履修科目のうち不正行為科目を含む若干の履修科目又は全ての履修科目の履修を無効とする。
- (3) 訓告 不正行為科目又は不正行為学期若しくは不正行為年度の履修科目のうち不正行為科目を含む若干の履修科目の履修を無効とする。

(停学期間の開始日)

第9条 不正行為者が停学処分となった場合の停学期間の開始日は、不正行為学期の翌学期に設ける履修登録期間の終了日の翌日とする。ただし、学長が必要と認める場合又は当該不正行為者が不正行為学期の末日をもって卒業し、若しくは修了する場合は、この限りでない。

(定めのない事項)

第10条 この細則に定めのない事項については、青山学院大学学生の懲戒処分に関する規則の定めるところによる。

(所管)

第11条 この細則は、学生生活部が所管する。

- 2 この細則に定める事項に係る事務は、青山キャンパスにあつては学生生活部学生生活課が、相模原キャンパスにあつては相模原事務部学生生活課が行う。

(改廃手続)

第12条 この細則の改廃は、学生生活センター運営委員会、学部長会及び教授会の意見を聴いた後、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、2022年3月25日から施行する。

2 試験における不正行為者処分規則施行細則(1983年6月29日大学協議会承認)は、廃止する。

附 則(2024年4月30日)

この細則は、2024年5月1日から施行し、2024年4月1日から適用する。